

市外から引っ越してきたときの手続き

区役所等で行う主な手続きをご案内します。
このほかに手続きが必要な場合もあります。

豊平区役所（豊平区平岸 6-10）
TEL 822-2400 FAX 813-3603
HP <http://www.city.sapporo.jp/toyohira/>

住所変更の手続き

□ 住民票の転入届

- ※ 住み始めた日から 14 日以内に手続きしてください。なお、新住所の住民票・印鑑証明は通常、翌開庁日からお出しできます。
- ※ 手続きに必要なものは、転出証明書（前住所地で発行）、届出人の本人確認書類（運転免許証・健康保険証など）、委任状（代理人が手続きする場合）です。
- ※ 国外に転出していた方が帰国して転入届をするときは、上記のほか該当者全員のパスポートが必要です。
- ※ 戸籍の異動（転籍届）をされた方は新しい戸籍ができあがるまで日数がかかります。
- ※ 住民基本台帳カード・マイナンバーカードを使った転入届：前住所地で転出届提出（送付可能）後で、新住所地の窓口でカードを提示して住民票の転入届を行うことができます。
- ※ 小・中学校の学齢のお子さんがある方には、転入届の際に窓口で「転入学通知書（入校票）」をお渡ししますので、在学証明書とともに転校先の学校へ提出してください。詳しくは札幌市教育委員会学びの支援担当課学びの支援係（Tel 211-3851）へ。

1 階②～⑧番

戸籍住民課 住民記録係

〈以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は、忘れずに手続きしましょう。〉

□ 印鑑登録が必要な方

印鑑登録の新規手続き

1 階②～⑧番

戸籍住民課 住民記録係

- ※ 以前の市区町村で登録されていた印鑑登録は、転出により自動的に廃止されますので、新規に登録手続きが必要です（委任状があれば代理人でも手続き可能）。ご本人が来庁し、本人確認書類・印鑑をお持ちいただくと即日登録が完了します。

□ 住民基本台帳カード・マイナンバーカードをお持ちで氏名や住所が変更になった方

カードの継続利用

1 階②～⑧番

戸籍住民課 住民記録係

- ※ 住民基本台帳カード・マイナンバーカードは一定の期間内に継続利用の手続きをしなければ失効します。
- ※ 通知カードの住所、氏名等の券面記載事項変更はできません。

国民健康保険のこと

- ※ 社会保険や共済組合に加入している方は、勤務先へ。
- ※ 社会保険の任意継続をしている方は、加入している健康保険の事務所へ。

□ 会社の健康保険・共済組合などに加入していない方

国民健康保険の加入届

1 階⑫⑬番

保険年金課 保険係

- ※ 住み始めてから 14 日以内に手続きしてください。



さっぽろ市
02-Q01-20-2264
R2-2-1364



介護保険・後期高齢者医療のこと

- 65歳以上の方または40歳以上で要介護認定を受けている方
- 75歳以上の方または一定の障がいのある65歳以上の方

介護保険の加入届

後期高齢者医療の資格
取得届（道外転入）・
住所変更届（道内転入）

1階⑫⑬番

保険年金課 保険係

↓ 介護認定を受けている方は

3階①番

保健福祉課 相談担当

国民年金のこと

※ 厚生年金や共済年金に加入している方は、勤務先へ。

※ 国民年金の第3号被保険者の方は、配偶者の勤務先へ。

- 年金を受給している方

住所変更が必要な場合
があります。

1階⑮番

保険年金課 年金係

※ 共済年金を受給している方は、共済組合へ。

※ 海外からの転入者は、年金係までご相談ください。

子どものいる方

- 中学校卒業前の子どもを養育している方

※ 前住地の転出予定日の翌日から15日以内に申請してください。

児童手当の申請

- 小学6年生までの子どもを養育している方（所得制限あり）

子ども医療費助成の申請

- 18歳までの子どもを養育しているひとり親家庭の方（所得制限あり）

ひとり親家庭等医療費
助成の申請

※ 状況に応じて20歳まで延長可。

- 前の住所地で児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給していた方

住所変更届

- 保育所への入所を希望される方

保育所入所申込書

3階⑥番

健康・子ども課 子ども家庭福祉係

- 予防接種を予定している乳幼児～20歳

予防接種

3階⑦番

健康・子ども課 保健予防係

妊娠している方・乳幼児のいる方

- 妊娠されている方・乳幼児健康診を受診していないまたは受診予定の子どもがいる方

妊婦一般健康診査受診表
の交付・乳幼児健康診査

3階⑧番

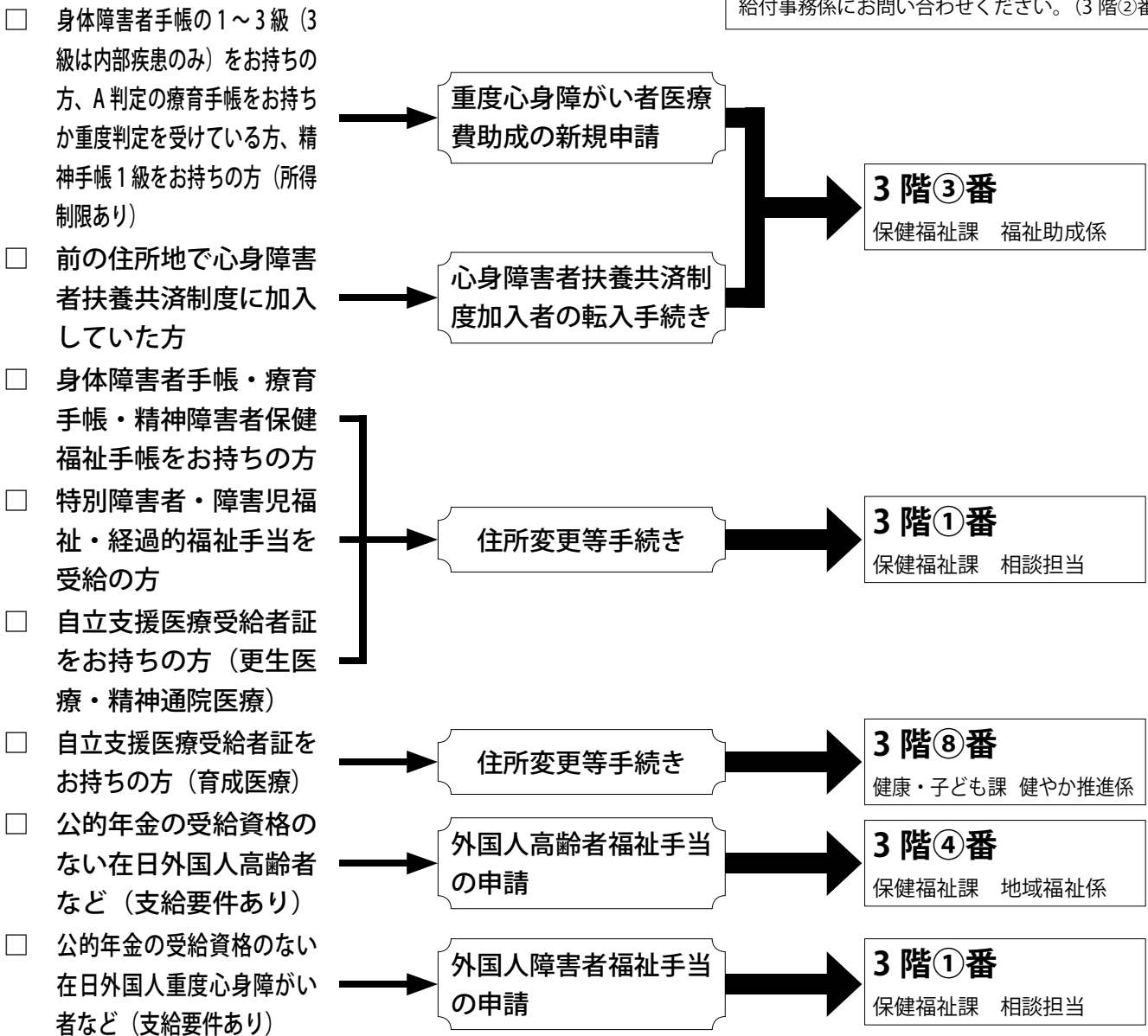
健康・子ども課 健やか推進係

※ 子どもが市外から転入した時点から2歳になるまでの分の指定ごみ袋を交付します。手続き不要。

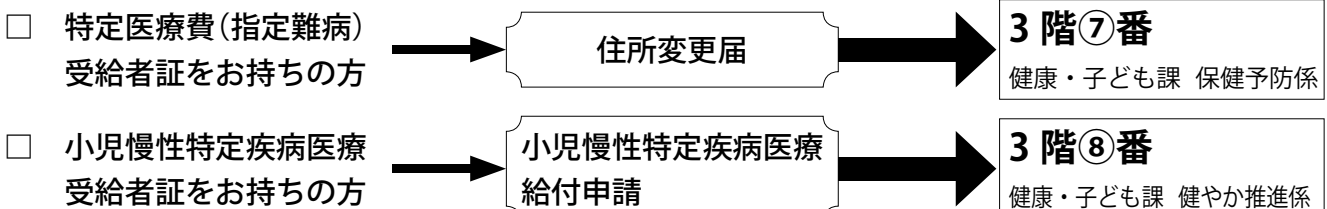
後日、指定ごみ袋引換券（はがき）が郵送されます。詳しくは環境局循環型社会推進課（Tel 211-2912）へ。

高齢者福祉・障がい者福祉に関すること

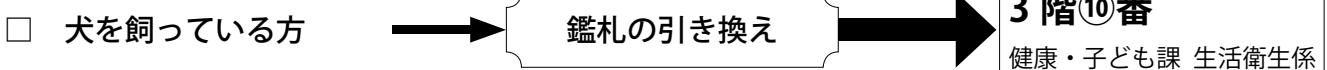
70歳以上の方がご利用できる「敬老優待乗車証」(敬老パス)は、転入届日の翌月にご利用申請書を郵送いたします。
 早めの手続き・ご利用をご希望の方は、保健福祉課給付事務係にお問い合わせください。(3階②番)



特定医療に関すること



飼い犬のこと



区役所以外での手続き

自動車やバイクに関すること

- 運転免許をお持ちの方 → **運転免許証の記載事項変更届** → **豊平警察署**
豊平区豊平 7-13 ・ Tel 813-0110
または市内各警察署・札幌運転免許試験場（手稲区曙 5-4）
- 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車をお持ちの方 → **札幌市の標識交付申請** → **中央市税事務所 諸税課**
中央区北 2 東 4 ・ Tel 211-3076
- 125cc超～250ccのバイクをお持ちの方 → **軽自動車届出済証の住所変更**
- 250cc超のバイク・普通自動車をお持ちの方 → **車検証の住所変更**
- 軽自動車をお持ちの方 → **車検証の住所変更** → **札幌運輸支局**
東区北 28 東 1 ・ Tel 050-5540-2001
- 軽自動車をお持ちの方 → **自動車保管場所届出** → **軽自動車検査協会 札幌主管事務所**
北区新川 5-20 ・ Tel 050-3816-1763
- 軽自動車をお持ちの方 → **自動車保管場所届出** → **保管場所を管轄する警察署**

※ 原動機付自転車、小型特殊自動車、バイク、軽自動車の税金は、4月1日までに札幌市の住所に登録変更がなされた場合に札幌市から納税通知書が送付されます。

※ 普通自動車の自動車税に関する手続きは、札幌道税事務所自動車税部（北区北 22 西 2 ・ Tel 746-1190）へ。

不動産に関すること

- 不動産をお持ちの方 → **不動産登記の住所変更** → **不動産を管轄する法務局**
※ 豊平区所在の不動産の場合
札幌法務局南出張所
豊平区平岸 1-22 ・ Tel 824-7411
- 不動産をお持ちの方 → **固定資産税・都市計画税の納税義務者住所変更** → **不動産が所在する市町村の固定資産税を担当する部署**
※ 豊平区所在の不動産の場合
南部市税事務所 固定資産税課
豊平区平岸 5-8 ・ (土地) Tel 824-3917
(家屋) Tel 824-3918

その他のこと

- 市営墓地の使用権をお持ちの方 → **住所変更届** → **札幌市保健所 生活環境課**
中央区大通西 19 ・ Tel 616-2855
- 電気・ガス・電話のこと → **使用開始または移転** → **ご加入の事業者にご確認ください。**
- 水道のこと → **使用開始** → **水道局電話受付センター**
Tel 211-7770
- 郵便物のこと → **住所変更** → **豊平郵便局** 豊平区美園 3-6
ナビダイヤル 0570-009-948 3 番
※ 1階戸籍住民課備え付けのはがきに住所変更の旨を記載し送付。